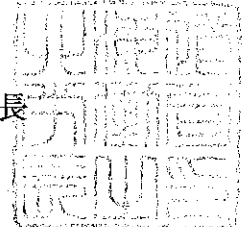


北労発基第231087号
平成23年9月7日

建設業労働災害防止協会 北海道支部長 殿

北海道労働局長



平成23年度建設工事追い込み期における労働災害防止について

建設業における労働災害の防止については、日頃より格別のご理解とご協力をいただいていることに対し厚くお礼申し上げます。

さて、北海道における建設業の労働災害の発生状況をみますと、休業4日以上^の災害は長期的には減少傾向を示しておりますが、昨年は対前年比30人(3.4%)増加し、死亡者数は22人と前年を8人下回ったものの、昨年の10月から12月にかけては6人の方が亡くなっています。

北海道における死亡労働災害を大幅に減少させるためには、死亡労働災害の2割を占める建設業における労働災害防止が必要不可欠であります。

そのため、当局におきましては、災害の多発が懸念される10月から12月までの間、建設工事現場に対する監督指導の集中的な実施を中心に、死亡労働災害撲滅に向け、局署を挙げて下記1の施策に全力で取り組むこととしています。

貴支部におかれましても、この趣旨にご理解をいただき、是非下記2の事項について積極的な取組をお願いいたします。

記

1 当局が取り組む事項

- (1) 全道17労働基準監督署(支署)において、監督指導及び個別指導の集中的な実施

(10月17日(金)から10月31日(金)の期間に、全道一斉の監督指導を実施)

- (2) 全道17労働基準監督署(支署)における、関係機関、団体との合同パールの実施

- (3) 「建設工事追い込み期の労働災害防止」にかかるリーフレットの配布



2 貴支部に取組を要請する事項

- (1) 会員及び傘下分会への建設工事追い込み期における労働災害の防止対策の周知、指導
- (2) 傘下分会へのパトロールの実施についての要請
- (3) 当局が実施する取組内容の周知及び各労働基準監督署（支署）が行う取組にかかる傘下分会への協力要請

担当者所属：労働基準部安全課

職名：主任地方産業安全専門官

氏名：鎌田修平

電話：代表011(709)2311

内線：3541